

第 204 号（令和 7 年 7 月 15 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	3
△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	4
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	6
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	8
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	9
△ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託【医療局動物愛護センター】	12
△ 横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び当該区域の基準【都市整備局景観調整課】	22
△ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	24

[公告]

△ 職員の懲戒処分【総務局人事課】	25
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	26
△ 同 【経済局商業振興課】	28
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	30
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	31
△ 計画段階環境配慮書に対する市長の意見【みどり環境局環境影響評価課】	32
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	33
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	34
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】	35
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	36
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	37
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	38
△ 同 【建築局調整区域課】	39
△ 同 【建築局調整区域課】	40
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	41

△ 同	【建築局市街地建築課】	42
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	43
[達]		
△ フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正	【総務局労務課】	44
[区告示]		
△ 認可地縁団体の告示事項の変更	【神奈川区地域振興課】	49
△ 同	【旭区地域振興課】	50
△ 同	【旭区地域振興課】	51
△ 同	【旭区地域振興課】	52
△ 同	【神奈川区地域振興課】	53
△ 同	【神奈川区地域振興課】	54
△ 同	【金沢区地域振興課】	55
△ 同	【港南区地域振興課】	56
△ 同	【港南区地域振興課】	57
△ 同	【港南区地域振興課】	58
△ 同	【港南区地域振興課】	59
△ 同	【鶴見区地域振興課】	60
△ 同	【鶴見区地域振興課】	61
△ 同	【鶴見区地域振興課】	62
△ 同	【鶴見区地域振興課】	63
△ 同	【西区地域振興課】	64
△ 同	【西区地域振興課】	65
△ 同	【西区地域振興課】	66
△ 同	【緑区地域振興課】	67
△ 同	【緑区地域振興課】	68
△ 同	【保土ヶ谷区地域振興課】	69
△ 同	【磯子区地域振興課】	70
△ 同	【栄区地域振興課】	71
△ 同	【栄区地域振興課】	72
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【保土ヶ谷区総務課】	73
[市選挙管理委員会]		
△ 公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程	【選挙課】	74
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数	【選挙課】	75

告示

横浜市告示第 303 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和7年7月3日	学校法人橘学苑	鶴見区獅子ヶ谷一丁目10番35号	令和7年1月1日から令和11年6月19日まで

横浜市告示第304号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年6月1日	医療法人社団山本記念会	都筑区東山田町1,552番地	ケアステーションすみれが丘	都筑区すみれが丘13番地の3

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年4月1日	株式会社ヤマグチ薬局	相模原市緑区橋本2丁目9番6号	ヤマグチ薬局浦島店	神奈川区浦島町4番地の17

3 居宅介護支援事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和7年6月1日	医療法人社団山本記念会	都筑区東山田町1,552番地	ケアステーションすみれが丘	都筑区すみれが丘13番地の3

4 居宅介護事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年4月1日	株式会社ヤマグチ薬局	相模原市緑区橋本2丁目9番6号	ヤマグチ薬局浦島店	神奈川区浦島町4番地の17

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和7年6月1日	医療法人社団山本記念会	都筑区東山田町 1,552 番地	ケアステーションすみれが丘	都筑区すみれが丘 13 番地の 3

横浜市告示第305号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年9月21日	株式会社とみいはうす	(新) 南区六ツ川二丁目123番地の13	とみいはうす	南区六ツ川二丁目123番地の13
		(旧) 南区永田南二丁目12番24号		
令和6年1月3日	株式会社マナルル	(新) 鶴見区潮田町1丁目77番地の7	マナルル	(新) 鶴見区潮田町1丁目77番地の7
		(旧) 鶴見区潮田町1丁目77番地の6		(旧) 鶴見区潮田町1丁目77番地の6

2 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年3月28日	株式会社ケアサービス	東京都大田区大森北1丁目2番3号	株式会社ケアサービス訪問入浴横浜南	(新) 南区花之木町3丁目52番地の15
				(旧) 南区永楽町1丁目8番地

3 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地

令和5年 7月1日	合同会社1 i v e	港南区日野南 二丁目14番16 号	(新) デイサービス琥珀	港南区日野南 二丁目14番16 号
			(旧) デイサービス s t o r y	

4 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和5年 3月1日	有限会社望月	鶴見区市場東 中町8番25号	(新) 四季介護支援センター	鶴見区市場東 中町8番25号
			(旧) 四季介護センター	

5 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

変更年月 日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年 3月28日	株式会社ケアサービス	東京都大田区 大森北1丁目 2番3号	株式会社ケアサービス訪問入浴横浜南	(新) 南区花之木町3丁目52番地の15
				(旧) 南区永楽町1丁目8番地

6 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和5年 9月21日	株式会社とみいほうす	(新) 南区六ツ川二丁目123番地の13	とみいほうす	南区六ツ川二丁目123番地の13
		(旧) 南区永田南二丁目12番24号		

横浜市告示第 306 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和7年6月1日	株式会社フルライフ	南区山王町3丁目24番地の8	フルライフ鶴見	鶴見区鶴見中央四丁目32番1号

横浜市告示第 307 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年4月30日	医療法人社団 鳳和会	都筑区大榎町3,001番地の8	港北メディカルクリニック	都筑区大榎町3,001番地の8

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年2月28日	有限会社日の出薬局	中区日ノ出町1丁目28番地	有限会社日の出薬局	中区日ノ出町1丁目28番地
令和7年4月30日	呉明也	保土ヶ谷区西谷町889番地	クレデンタルクリニック	保土ヶ谷区西谷町889番地
令和7年5月31日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番18号	薬樹薬局長津田	緑区長津田五丁目3番34号

3 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年6月1日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター反町	神奈川区桐畑18番地の4

4 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年6月1日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター反町	神奈川県神奈川区桐畑18番地の4

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年4月30日	医療法人社団 鳳和会	都筑区大柵町3,001番地の8	港北メデイカルクリニック	都筑区大柵町3,001番地の8

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年2月28日	有限会社日の出薬局	中区日ノ出町1丁目28番地	有限会社日の出薬局	中区日ノ出町1丁目28番地
令和7年4月30日	呉 明也	保土ヶ谷区西谷町889番地	クレデンタルクリニック	保土ヶ谷区西谷町889番地
令和7年5月31日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番18号	薬樹薬局長津田	緑区長津田五丁目3番34号

7 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年6月1日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター反町	神奈川県神奈川区桐畑18番地の4

8 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年6月1日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター反町	神奈川県桐畑18番地の4

横浜市告示第 308 号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
 収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の所在地	指定した日	委託した日
公益社団法人横浜市獣医師会 会長 溝呂木 啓之	磯子区西町14番3号	令和7年3月13日	令和7年4月1日
有限会社Sunset Hills Animal Clinic 代表取締役 渡辺 英一郎	青葉区市ヶ尾町517番地の25	同	同
有限会社野田動物病院 代表取締役 野田 弘美	港北区小机町451番地の1	同	同
株式会社TYL 代表取締役社長 金 児 将 平	東京都港区芝2丁目13番4号	同	同
株式会社ふれあいの丘動物病院 代表取締役 井 戸 裕	都筑区葛が谷15番22号	同	同
公益財団法人神奈川県動物愛護協会 代表理事 山 田 佐代子	港北区篠原西町33番27号	同	同

合同会社アン・ベ テリナリー・クリ ニック 代表社員 三浦 あかね	神奈川県三ツ沢中 町5番1号	同	同
新横浜動物病院 院長 石坂 大典	神奈川県三枚町10 4番地の1	同	同
ティアラペットク リニック 院長 市川 格	中区麦田町1丁目 2番地	同	同
有限会社長者町動 物病院 取締役 鈴木 尊	中区翁町2丁目9 番地の4	同	同
有限会社かりん 代表取締役 町田 都奈美	港南区大久保一丁 目4番2号	同	同
株式会社ウェル動 物病院 代表取締役 松本 直己	港北区高田東三丁 目10番6号	同	同
かんの動物病院 院長 菅野 敦雄	港北区日吉本町四 丁目11番5号	同	同
ブラン動物病院 院長 白井 善朗	港北区綱島東二丁 目13番21号	同	同
秋元犬猫病院 開設者 秋元 弘枝	緑区北八朔町1,63 9番地の3	同	同
有限会社アライ動 物病院 代表取締役 荒井 和子	緑区中山三丁目10 番28号	同	同

あざみ野ペットクリニック 院長 川嶋光平	青葉区あざみ野南二丁目11番地の18	同	同
サスケ動物病院 院長 太田敬子	青葉区荏子田二丁目1番地の6	同	同
やまな動物病院 院長 山名宏之	青葉区市ケ尾町1,052番地の1	同	同
株式会社ソルナ動物病院 代表取締役 朝原大輔	都筑区茅ヶ崎中央25番8号	同	同
プレマ動物ナチュラルクリニック 院長 羽尾健一	都筑区中川中央一丁目5番9号	同	同
有限会社さいとう動物病院 代表取締役 齊藤明德	都筑区北山田四丁目8番20号	同	同
有限会社コンフォート 取締役 玉置健一郎	栄区小山台一丁目21番25号	同	同
合同会社ヨシト 代表社員 田中仁人	栄区小菅ヶ谷三丁目31番22号	同	同
たんぽぽ動物病院 院長 千原恒生	瀬谷区三ツ境111番地の6	同	同
株式会社JPR 代表取締役社長 生田目康道	東京都町田市森野1丁目24番13号	同	同

たけだペットクリニック 院長 竹田 洋	旭区笹野台一丁目 28番13号	同	同
ゆたか動物病院合同会社 代表社員 磯野 優	栄区上之町1番6号	同	同
有限会社はた動物病院 代表取締役 畠中 健	港南区芹が谷一丁目 12番8号	同	同
合同会社さかい犬猫クリニック 代表社員 酒井 洋	青葉区たちばな台 一丁目14番地の25	同	同
有限会社西田ペットクリニック 取締役 西田 耕一郎	泉区新橋町 1,382 番地の1	同	同
有限会社エフビーシーコーポレーション 代表取締役 宮本 英巨	東京都中央区日本橋 2丁目16番3号	同	同
株式会社ADVANCE 代表取締役 ニシムラ 静香	鶴見区豊岡町28番 11号	同	同
リアン動物病院 院長 深堀 祥光	都筑区北山田二丁目 1番3号	同	同
有限会社すがわら動物病院 代表取締役 菅原 朗	南区別所五丁目22 番8号	同	同

アイラ動物病院 院長 平 片 修	緑区長津田七丁目 1番48号	同	同
モリシゲビル株式 会社 代表取締役 森 茂 徳	港南区下永谷五丁 目1番10号	同	同
かどのペットクリ ニック 院長 葛 野 莉 奈	青葉区さつきが丘 6番地の11	同	同
まみペットクリニ ック 院長 本 田 真由美	旭区東希望が丘20 4番地の19	同	同
株式会社ライトブ ラリィ 代表取締役 志 田 忍	旭区都岡町20番地 の12	同	同
株式会社たかつ動 物病院 院長 高 津 則 宏	保土ヶ谷区上星川 二丁目12番15号	同	同
有限会社釜利谷ペ ットクリニック 取締役 山 本 貴 浩	金沢区釜利谷西六 丁目1番31号	同	同
株式会社トトロ動 物病院 代表取締役 小 松 正 史	保土ヶ谷区権太坂 二丁目1番7号	同	同
犬山動物病院 院長 山 本 直 孝	栄区犬山町56番6 号	同	同
株式会社みんなで 奏 代表取締役社長 佐 藤 由美子	港北区日吉本町二 丁目45番	同	同

もものはな動物病院 院長 島 剛 志	磯子区中原二丁目 14番5号	同	同
合同会社SHARC 代表社員 木佐貫 敬	港北区新横浜三丁目 13番地の11	同	同
株式会社OCEAN'S 代表取締役 加藤 雄 大	秦野市平沢 1,546 番地の1	同	同
株式会社コジマ 代表取締役社長 川 畑 剛	東京都江東区亀戸 3丁目60番21号	同	同
株式会社いなば動物病院 代表取締役 稲 葉 淳 紀	港北区新吉田東三丁目 28番20号	同	同
株式会社くらら 代表取締役 高 沼 洋 子	港北区綱島東五丁目 26番1号	同	同
株式会社U V e t 代表取締役 植 野 孝 志	南区真金町1丁目 1番地	同	同
株式会社NOPeL 代表取締役 鈴 木 啓 介	港北区箕輪町二丁目 5番5号	同	同
株式会社ブルーム 動物病院 代表取締役 片 山 政 都	鶴見区梶山一丁目 10番32号	同	同
株式会社アミーゴ 代表取締役社長 中 村 友 秀	東京都千代田区神田 多町2丁目1番地	同	同

有限会社エム・モ ード 取締役 山口 勝	保土ヶ谷区天王町 1丁目30番地の4	同	同
株式会社Lulu V 代表取締役 下山 直人	青葉区美しが丘一 丁目10番地の13	同	同
株式会社動物医療 所 代表取締役 磯崎 雄志	中区本牧三之谷10 番20号	同	同
株式会社栄世 代表取締役 香山 成哲	千葉県茂原市高師 922番地	同	同
株式会社リリエル 代表取締役 出淵 龍生	港北区篠原東二丁 目7番4号	同	同
馬車道ペットクリ ニック 社長 西坂 理恵	中区住吉町5丁目 64番地の1	同	同
ひなた株式会社 代表取締役 日向 健介	青葉区新石川二丁 目32番地の7	同	同
上郷どうぶつ病院 院長 甲斐 博高	栄区上郷町 1,208 番地の2	同	同
犬と猫の病院パル ケ 院長 池田 博司	鶴見区馬場一丁目 5番30号	同	同
有限会社アニマル ライフサポート 代表取締役 渡邊 靖浩	泉区和泉が丘一丁 目28番30号	同	同

いずみ犬と猫のクリニック 院長 下村 香弥子	泉区和泉中央南二丁目1番14号	同	同
株式会社I&U HOLDINGS 代表取締役 猪野 佑一	川崎市川崎区駅前本町11番地の2	同	同
見晴動物病院 院長 金子 邦彦	中区千代崎町4丁目101番地	同	同
さくらの森動物病院 院長 村山 慶明	青葉区あざみ野一丁目24番地の5	同	同
サクラ犬猫病院 代表責任者 日向 千絵	都筑区桜並木5番10号	同	同
株式会社アニマルセラピーハウス 代表取締役 山本 律子	都筑区茅ヶ崎中央28番8号	同	同
株式会社たかまる どうぶつ病院 代表取締役 市川 崇	瀬谷区瀬谷二丁目47番地の3	同	同
あらた動物病院 院長 小林 新	旭区善部町109番地の10	同	同
有限会社大倉山動物病院 取締役 山崎 智輝	港北区大曽根台18番18号	同	同
和田動物病院 院長 和田 康男	港北区下田町五丁目2番12号	同	同

株式会社 O K E A N O S 代表取締役 中村 雄海	東京都町田市南町 田 2 丁目 2 番 3 号	同	同
せがわ動物病院 院長 瀬川 和仁	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 12 番地の 10	同	同
スギ往診専門動物 病院 院長 杉本 光太郎	港北区日吉二丁目 16 番 28 号	同	同
株式会社 F O R 代表取締役 細川 範子	東京都八王子市子 安町 1 丁目 36 番 8 号	同	同
株式会社ヒロハ 代表取締役 小林 弘典	泉区上飯田町 2,08 1 番地の 10	同	同
有限会社湘南ティ ー・アンド・ティ ー 代表取締役 菅原 徹	西区久保町 12 番 2 号	同	同
ミルキーウェイ動 物病院 院長 町田 都奈美	南区南吉田町 4 丁 目 40 番地の 23	同	同
うちだ動物病院 院長 内田 俊雄	栄区本郷台二丁目 7 番 6 号	同	同
T I G R I S 株式 会社 代表取締役 平野 隆爾	神奈川区神之木町 18 番 24 号	同	同

P R E V E T 株式会社 代表取締役 廣 中 大 資	愛知県豊橋市飯村 南2丁目22番地の 8	同	同
株式会社 362 代表取締役 栗 原 一 博	東京都品川区旗の 台6丁目18番2号	令和6年3 月18日	同
横浜都筑どうぶつ 病院 院長 望 月 啓 太	都筑区茅ヶ崎南五 丁目19番21号	同	同
株式会社 遥陽 代表取締役 澤 田 治 紀	都筑区川和町 2,16 6番地の3	同	同
このは動物病院 院長 折 田 葉 子	都筑区牛久保三丁 目3番8号	同	同
はぎわら動物病院 院長 萩 原 大 輔	青葉区藤が丘一丁 目28番地の3	同	同
トラストペットク リニック 院長 西 原 勇 人	瀬谷区二ツ橋町 17 3番地	同	同
株式会社キョウエ イ代表取締役 谷 口 雅 宣	金沢区福浦2丁目 18番地の11	令和7年3 月31日	同

横浜市告示第309号

横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び当該区域の
基準

横浜市屋外広告物条例（平成23年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により指定する区域及び同条第2項に定める事項を次のように定めたので、条例第48条の規定により次のとおり告示し、令和7年8月1日から施行する。ただし、指定した区域及び事項は、令和9年12月31日で廃止する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 条例第10条第1項の規定により指定する区域（以下「指定区域」という。）

指定区域は、横浜市全域とする。

2 条例第10条第2項の規定により定める事項
次のとおりとする。

(1) 禁止物件の適用除外

条例第7条第1項第1号、第2号、第8号及び第11号並びに同条第3項の規定の適用を除外する。ただし、道路の路面は、車両が通行しない場所に限り。

(2) 広告物等に係る基準

ア 次に掲げる広告物等は、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。また、道路の路面に表示又は設置する場合は、一時的な表示又は設置であること。

(ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物その他の工作物の外面を利用する広告物等（ただし、はり紙、はり札等は除く。）

(イ) 建築物から突出する形式の広告物等

(ウ) 広告塔及び広告板

(エ) 電柱、街灯柱その他支柱を利用する広告物等

(オ) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等

(カ) アドバルーン

(キ) 投影広告物

イ 前号に掲げる以外の広告物等に係る基準等は、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条に規定するそれぞれの広告物等の基準とする。

3 対象となる屋外広告物

次に掲げる者が掲出する2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の屋外広告物とする。

(1) 日本国政府

(2) 神奈川県

- (3) 横浜市
- (4) 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
- (5) 前第1号から第4号に掲げる者との契約・協定等に基づく、
以下のいずれかに該当するもの
 - ア 博覧会の参加国及び国際機関
 - イ 博覧会の出展者
 - ウ 博覧会の協賛者
 - エ 博覧会のテーマ営業出店者
 - オ 博覧会の催事参加者

4 指定期間

令和7年8月1日から令和9年12月31日までとする。

横浜市告示第310号

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示（平成31年2月横浜市告示第102号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

第5項第3号アの表中

「

同 暫定Y号荷さばき地	同	6,000
-------------	---	-------

」

を

「

同 暫定Y号荷さばき地	同	7,600
-------------	---	-------

」

に改める。

第11項の表中

「

山下ふ頭 I	中区山下町 山下ふ頭	211,508
--------	------------	---------

」

を

「

山下ふ頭 I	中区山下町 山下ふ頭	213,158
--------	------------	---------

」

に改める。

公告

横浜市公告第 376 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和7年6月27日懲戒処分に付した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
戸塚区福祉保健センターこども家庭支援課	事務職員	結田真基	減給10分の1 1箇月

横浜市公告第 377 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 星天 q l a y Bゾーン
 保土ヶ谷区星川一丁目1番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社相鉄アーバンクリエイツ
 代表取締役 左 藤 誠
 西区南幸二丁目1番22号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 星川駅商業施設 保土ヶ谷区星川一丁目1番1号	星天 q l a y Bゾーン 保土ヶ谷区星川一丁目1番1号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森 村 幹 夫 西区南幸二丁目1番22号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左 藤 誠 西区南幸二丁目1番22号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名	未定 ほか1者	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役社長 田 中 純 一

称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	東京都千代田区外神田2丁目2番15号 ほか5者
-----------------------	----------------------------

(4) 変更の年月日
令和5年2月9日ほか

(5) 変更した理由
大規模小売店舗の名称が確定したため ほか

2 届出年月日
令和7年6月25日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 378 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

星天q l a y Bゾーン

保土ヶ谷区星川一丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左藤 誠

西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,804 m ²	2,295 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 58台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 74台
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 容量 8.41 m ³	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 容量 10.69 m ³

駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口4か所、出口4か所 位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり	数 入口4か所、出口4か所 位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり
-------------------	---	---

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日
 令和8年2月26日

(5) 変更する理由
 営業計画変更のため

2 届出年月日
 令和7年6月25日

3 縦覧場所
 中区本町6丁目50番地の10
 横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第379号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の
解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和5年9月横浜市公告第518号）により指定した区域の全部の指定を解除する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
保土ヶ谷区川島町522番の3の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第380号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第67条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町1丁目8番の1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

横浜市公告第 381 号

計画段階環境配慮書に対する市長の意見

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第57条の2第3項の規定に基づき、（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見を述べた。

令和7年7月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第 382 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 5月26日	30512	株式会社 鈴木工業	鈴木喜伸	(新) 秦野市南矢名 1,267番地の3
				(旧) 秦野市下大槻 302番地の3

横浜市公告第 383 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
30603	株式会社アイ ビーテック	藤沢市羽鳥2丁 目4番5号	令和7年3月31日

横浜市公告第 384 号

横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催
の中止

令和7年7月28日に横浜市中川西地区センター体育室で開催を予定していた横浜国際港都建設計画地区計画の市素案に係る公聴会について、公述申出期間終了までに公述の申出書の提出がなかったため、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第9条の規定に基づき、公聴会の開催を中止する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第 385 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、松ヶ丘住宅地建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和7年7月15日から令和7年8月14日まで
- 2 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和7年8月19日午前10時30分
- 5 公開による意見の聴取の場所
栄区笠間五丁目4番1号
青木神社 社務所2階

横浜市公告第 386 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、志比礼上地区建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第 387 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年7月5日第2024開1105号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
港北区新羽町 1,564 番地
富士川 久 子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区新羽町 769 番

横浜市公告第 388 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年10月30日第2024開1309号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区矢部町1番地の29
株式会社横浜建物
代表取締役 小林 東太郎
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区汲沢五丁目1,779番の1の一部、1,779番の50、1,779番の51、1,780番の1及び1,780番の2

横浜市公告第389号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年12月10日第2024開1408号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区みなとみらい四丁目4番5号
積水ハウス株式会社横浜支店
支店長 三澤慶久
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
瀬谷区中屋敷一丁目1番の2、1番の22から1番の36まで、7番の8の一部、7番の9及び8番の19

横浜市公告第 390 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・18・2号
- 2 指定年月日
令和7年7月1日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
15.97 m
- 5 指定の場所
都筑区池辺町 2,663 番の4
- 6 申請者の氏名
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡良介

横浜市公告第 391 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・18・3号
- 2 指定年月日
令和7年6月27日
- 3 道路の幅員
5.00 m ないし 5.02 m
- 4 道路の延長
34.90 m
- 5 指定の場所
都筑区大熊町79番の1
- 6 申請者の氏名
佐藤 光 二

横浜市公告第 392 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和7年7月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和7年7月4日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
8.34 m
- 4 廃止の場所
戸塚区戸塚町 4,661 番の2の一部

達

達第16号（令和7年7月4日揭示済）

庁中一般

フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年3月達第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月4日

横浜市長 山中竹春

第1条中、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第2条中、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

別表第1中

「

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時から午後3時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前7時15分から午後4時まで	
3組	午前7時30分から午後4時15分まで	
4組	午前7時45分から午後4時30分まで	
5組	午前8時から午後4時45分まで	
6組	午前8時15分から午後5時まで	
7組	午前8時45分から午後5時30分まで	
8組	午前9時から午後5時45分まで	
9組	午前9時15分から午後6時まで	
10組	午前9時30分から午後6時15分まで	
11組	午前9時45分から午後6時30分まで	
12組	午前10時から午後6時45分まで	
13組	午前10時15分から午後7時まで	
14組	午前10時45分から午後7時30分まで	
15組	午前11時15分から午後8時まで	

16組		午前11時45分から午後8時30分まで
17組		午後零時15分から午後9時まで
18組	(1)	ア 午前7時から午後5時30分まで
		イ 午前7時30分から午後6時まで
		ウ 午前8時から午後6時30分まで
		エ 午前8時30分から午後7時まで
		オ 午前9時から午後7時30分まで
		カ 午前9時30分から午後8時まで
		キ 午前10時から午後8時30分まで
	(2)	ア 午前8時から午後3時まで
		イ 午前8時30分から午後3時30分まで
		ウ 午前9時から午後4時まで
エ 午前9時30分から午後4時30分まで		
19組	(1)	ア 午前7時から午後6時30分まで
		イ 午前7時30分から午後7時まで
		ウ 午前8時から午後7時30分まで
		エ 午前8時30分から午後8時まで
		オ 午前9時から午後8時30分まで
		カ 午前9時30分から午後9時まで
	(2)	ア 午前9時から午後3時まで
		イ 午前9時30分から午後3時30分まで
		ウ 午前10時から午後4時まで
20組	(1)	ア 午前8時から午後8時30分まで
		イ 午前8時30分から午後9時まで
	(2)	ア 午前8時30分から午後零時30分まで

	イ	午前 9 時から午後 1 時まで
	ウ	午前 10 時から午後 2 時まで
	エ	午前 11 時から午後 3 時まで
	オ	午後 零時から午後 4 時まで
	カ	午後 1 時 15 分から午後 5 時 15 分まで

を
「

組 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間
1 組	午前 7 時から午後 3 時 45 分まで	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。
2 組	午前 7 時 15 分から午後 4 時まで	
3 組	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで	
4 組	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	
5 組	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	
6 組	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	
7 組	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	
8 組	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで	
9 組	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	
10 組	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	
11 組	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで	
12 組	午前 10 時から午後 6 時 45 分まで	
13 組	午前 10 時 15 分から午後 7 時まで	
14 組	午前 10 時 45 分から午後 7 時 30 分まで	
15 組	午前 11 時 15 分から午後 8 時まで	
16 組	午前 11 時 45 分から午後 8 時 30 分まで	

17組			午後零時15分から午後9時まで		
18組	(1)	ア	午前7時から午後5時30分まで		
		イ	午前7時30分から午後6時まで		
		ウ	午前8時から午後6時30分まで		
		エ	午前8時30分から午後7時まで		
		オ	午前9時から午後7時30分まで		
		カ	午前9時30分から午後8時まで		
		キ	午前10時から午後8時30分まで		
	(2)	ア	午前8時から午後3時まで		
		イ	午前8時30分から午後3時30分まで		
		ウ	午前9時から午後4時まで		
		エ	午前9時30分から午後4時30分まで		
		オ	午前10時から午後5時まで		
	19組	(1)	ア	午前7時から午後6時30分まで	
			イ	午前7時30分から午後7時まで	
ウ			午前8時から午後7時30分まで		
エ			午前8時30分から午後8時まで		
オ			午前9時から午後8時30分まで		
カ			午前9時30分から午後9時まで		
(2)		ア	午前9時から午後3時まで		
		イ	午前9時30分から午後3時30分まで		
		ウ	午前10時から午後4時まで		
20組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで		
		イ	午前8時30分から午後9時まで		
	(2)	ア	午前8時30分から午後零時30分まで	なし	
		イ	午前9時から午後1時まで		
		ウ	午前10時から午後2時まで		

	エ	午前11時から午後3時まで
	オ	午後零時から午後4時まで
	カ	午後1時15分から午後5時15分まで

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

区 告 示

神奈川県告示第22号（令和7年6月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、バードガーデン自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月26日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	小 黒 奈 美 神奈川県神大寺二丁 目 6 番 42 号	西 澤 彩 夢 神奈川県神大寺二丁 目 6 番 24 号
主たる事務所 の所在地	神奈川県神大寺二丁 目 6 番 42 号	神奈川県神大寺二丁 目 6 番 24 号

旭区告示第10号（令和7年6月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月26日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中山 勇 旭区白根八丁目26番8号	藤野 彩子 旭区白根八丁目22番16号
規約に定める目的	民主的自治の精神に則り会員相互の自主的協力により地区内居住者の生活の改善文化の向上、並びに福利の増進を図り、共存共栄をもって居住者並びに町の繁栄発展に努めること。	会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資すること。
区域	旭区白根8丁目17番1号から16号まで、18番1号から21号まで、19番3号から26号まで、20番3号から12号まで、21番1号から21号まで、22番3号から20号まで、23番4号から17号まで、24番4号から10号まで、25番3号から17号まで、26番2号から19号まで、27番1号から12号まで、28番1号から9号まで及び31番15号から18号までの区域	旭区白根八丁目17番から28番まで及び31番15号から18号までの区域

旭区告示第11号（令和7年6月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、川井町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月26日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	落合康夫 旭区川井宿町134番地の5	新井弘 旭区川井本町18番地の5

旭区告示第12号（令和7年6月26日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、中白根町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月26日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	金 平 光 雄 旭区白根七丁目24番9号	金 子 純 旭区中白根二丁目20番4号

神奈川県告示第26号（令和7年6月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ガーデン山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月27日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	川 野 加 代 神奈川区神大寺一丁 目 7 番 3 号	道 家 和 隆 神奈川区三ツ沢下町 28 番 12 - 311 号

神奈川県告示第27号（令和7年6月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松見町1丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月27日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岡 谷 博 神奈川県松見町1丁 目34番地	瀧 本 雄 次 神奈川県松見町一丁 目27番地の2

金沢区告示第9号（令和7年6月27日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、山の手自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月27日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	黒澤 完 金沢区釜利谷西二丁目29番5号	前田 謹一郎 金沢区釜利谷西二丁目12番11号

港南区告示第5号（令和7年6月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下野庭町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月30日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	竹森繁登 港南区野庭町222番 地	田村政美 港南区野庭町224番 地11号

港南区告示第6号（令和7年6月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下野庭町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月30日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田村政美 港南区野庭町224番 地11号	川崎徳夫 港南区野庭町960番 地15号

港南区告示第7号（令和7年6月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、野村港南台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月30日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山本文夫 港南区日野南五丁目 12番16号	中荃雅彦 港南区日野南五丁目 25番17号

港南区告示第8号（令和7年6月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、青木町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月30日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	畠山昌裕 港南区港南一丁目6 番6号	小田部正博 港南区港南一丁目2 番10号

鶴見区告示第1号（令和7年7月1日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、仲通三丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月1日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	渡 邊 和 敏 鶴見区仲通三丁目75番 地 8	山 田 信 義 鶴見区仲通三丁目79番 地 2

鶴見区告示第2号（令和7年7月1日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上末吉三丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月1日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	横 山 茂 鶴見区上末吉三丁目6 番16号	福 元 五 喜 鶴見区上末吉三丁目6 番23号

鶴見区告示第3号（令和7年7月1日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、生麦北町中部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月1日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	井 村 徹 行 鶴見区生麦五丁目13番 59号	川 畑 孝 明 鶴見区生麦五丁目4番 20号 103

鶴見区告示第4号（令和7年7月1日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、駒岡上町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月1日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	横須賀 雅 雄 鶴見区駒岡一丁目13番 9号	横須賀 弥 一 鶴見区駒岡一丁目1番 29号

西区告示第1号（令和7年7月2日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、軽井沢自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月2日

横浜市西区長 菊地健次

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山森達夫 西区宮ヶ谷4番	大野敬三 西区宮ヶ谷1番地の6

西区告示第2号（令和7年7月2日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東久保町東朋会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月2日

横浜市西区長 菊地健次

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	坪井良雄 西区東久保町9番27号	志鳥崇一 西区東久保町13番7号

西区告示第3号（令和7年7月2日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、浅間台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月2日

横浜市西区長 菊地健次

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小柴嘉直 西区浅間台68番	吉野恵子 西区浅間台21番16号

緑区告示第52号（令和7年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東本郷日鋼自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月3日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	川崎 道夫 緑区東本郷一丁目15 番12号	郡司 雄介 緑区東本郷一丁目15 番7号

緑区告示第53号（令和7年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、長津田東向地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月3日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	井 上 一 茂 緑区長津田町 2,246 番地	石 田 嘉 幸 緑区長津田町 2,223 番地

保土ヶ谷区告示第11号（令和7年7月4日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、瀬戸ヶ谷町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月4日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	吉 澤 進 保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷 町71番地の43	松 村 浩 之 保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷 町104番地

磯子区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、丸山第二町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月15日

横浜市磯子区長 高橋 功

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	遠藤 志保子 磯子区丸山二丁目8 番8号	岩淵 忠好 磯子区丸山二丁目20 番10－309号

栄区告示第11号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、本郷台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月15日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	高 村 幸 子 栄区本郷台五丁目14番 15号	鈴 木 早 苗 栄区本郷台五丁目39番 24号

栄区告示第12号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、笠間田立町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月15日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	岡 田 忠 男 栄区笠間三丁目4番8 号	菊 井 利 治 栄区笠間四丁目4番35 号

区 公 告

保土ヶ谷区公告第99号

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年7月15日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 74—97 浜 横 浜	令和7年5月11日

市選挙管理委員会

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年6月30日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第5号（令和7年6月30日掲示済）

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程（昭和38年3月横浜市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第63条の2(1)エ中「12,000円」を「23,000円」に、オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に、カ中「500円」を「1,000円」に改め、同(2)ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同(3)イ中「10,000円」を「20,000円」に改め、同(4)ア中「10,000円」を「15,000円」に、イ中「15,000円」を「20,000円」に、ウ中「15,000円」を「20,000円」に、エ中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の公職選挙法、同施行令及び同法に基づく条例執行規程の規定は、この規程の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

横浜市選挙管理委員会告示第17号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年7月15日

横浜市選挙管理委員会

50分の1の数	62,948	人
6分の1の数	524,562	人
3分の1の数	1,049,124	人
選挙区ごとの3分の1の数		
鶴見区	80,662	人
神奈川区	69,187	人
西区	29,487	人
中区	40,777	人
南区	55,833	人
港南区	60,295	人
保土ヶ谷区	57,166	人
旭区	68,640	人
磯子区	46,097	人
金沢区	54,932	人
港北区	100,640	人
緑区	50,410	人
青葉区	86,096	人
都筑区	58,683	人
戸塚区	78,465	人
栄区	34,445	人
泉区	42,823	人
瀬谷区	34,492	人
総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	493,422	人